

今後の高等教育の将来像の提示に向けた 中間まとめ

平成 30 年 6 月 28 日

中央教育審議会大学分科会将来構想部会

＜目次＞

はじめに －2040 年の姿－	2
1. 社会の変化に対応できる人材とその成長の場となる 高等教育	14
2. 高等教育機関の教育研究体制	17
3. 教育の質の保証と情報公表	27
4. 18 歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置	32
5. 各高等教育機関の役割等	36
6. 答申に向けた検討課題	41
参考 1 我が国の高等教育に関する将来構想について（諮問）	42
参考 2 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 名簿	48
参考 3 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 制度・教育改革 ワーキンググループ 名簿	49
参考 4 中央教育審議会 大学分科会 大学院部会 名簿	50

はじめに －2040 年の姿－

1. 2040 年という時代

- 2040 年という年は、本年（平成 30（2018）年）に生まれた子供たちが、現在と同じ教育制度が存続していると仮定すると、大学の学部段階を卒業するタイミングとなる年である。
- 2040 年を迎えるとき、我が国が世界の中で、どういう役割を果たすことができるのか、という観点は、我が国の高等教育の将来像を考える上で、その展望を踏まえておくことは重要である。これまで我が国は、教育の力で人材と知的な財産を生み出し、世界の中で活躍の機会を得てきたと言える。現在、我が国は、課題先進国として、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要に迫られている。成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは「知識」とそれを組み合わせて生み出す「新しい知」である。その基盤となり得るのが教育であり、特に高等教育については、我が国の社会や経済を支えることのみならず、世界が直面する課題への解決にいかに貢献できるかという観点が重要である。

(2040 年頃の社会変化の方向)

- 現在、国連をはじめ、様々な立場から、将来社会の予測や、るべき社会の実現に向けての議論と努力が始まっている。そのいくつかの議論を整理すると、2040 年の社会変化の方向の一端は、以下のように示すことができる。

■ SDGs が目指す社会 ■

国連が提唱する持続可能な開発のための目標（SDGs）は、「誰ひとり取り残さない” No one will be left behind」という考え方の下、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できる社会を目指している。このような目標に基づく行動により、

- ・ 全ての人の人権が尊重され、平等に、潜在能力を發揮でき豊かで充実した生活を送れるようになること、
- ・ 自然と調和する経済、社会、技術の進展が確保されていること、公正で、恐怖と暴力のない、インクルーシブな世界を実現し、平和を希求すること、
- ・ 貧困と飢餓を終わらせ、ジェンダー平等を達成し、全ての人に教育、水と衛生、健康的な生活が保障されていること、

- ・ 責任ある消費と生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急な対応などを通して、地球の環境が守られていること、
が実現されることが目標とされている。

また、SDGs で掲げられている課題に関して、自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である「持続可能な開発のための教育 (ESD)」も行われている。SDGs を達成するための ESD の推進と、SDGs の目標達成と相まって、全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に發揮する社会の到来が期待される。

■ Society5.0、第4次産業革命が目指す社会 ■

第4次産業革命ともいわれる、人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会 (Society5.0) の到来が予想されている。また、人工知能が人間の能力をはるかに超えていく (シンギュラリティ (技術特異点)) のではないかという意見もある¹。他方、一部の企業や国がデータの囲い込みや独占を図る「データ霸権主義」、寡占化により、経済社会システムの健全な発展が阻害される懸念も指摘されている。既に様々な分野で、AI や IoT、ロボットといった共通基盤技術と、産業コア技術、関連データの多様な組合せ (※)により、革新的な製品・サービスが生まれてきており、今後も急速に技術開発が進んでいくと考えられる。これらの技術革新は、AI やロボットによる職業代替可能性を各段に高め、仕事の仕方や身に付けておくべきスキルや能力を現在想定されているものから大きく変化させていくことが予想される。資本集約型・労働集約型経済から、知識集約型経済へと移行する中で、現時点では、想像もつかない仕事に従事していくことも予想され、幅広い知識をもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みとなる。また、AI が持ちえない人間だからこそその能力としての創造性やコミュニケーション能力は更に重要なとなる。

¹ レイ・カーツワイル博士により提唱された「未来予測の概念」

「The Singularity Is Near: When Humans Transcend Biology. Viking」(Ray Kurzweil 2005-1-1)

(※) 共通基盤技術、産業コア技術、関連データの組合せの例

AI × 運転技術 × カメラデータ = 自動運転

AI × ゲノム編集等 × 生物データ = 新規創薬等

■ 人生 100 年時代を迎える社会 ■

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、平成 19（2007）年に日本で生まれた子供は 107 歳まで生きる確率が 50%もあると言われている。こうした人生 100 年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになり、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場がある社会となることが予想される。全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会の実現が必要であり、幼児教育から小・中・高等学校教育、高等教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルや知識、必要な能力を身に付けられる学び直しの場が提供されていることが予想される。

■ グローバリゼーションが進んだ社会 ■

社会・経済・科学技術等の在り方が地球規模で連動する、広範で構造的な変容がグローバリゼーションであり、人の国際的な移動の爆発的拡大、情報通信技術の劇的な進歩、社会経済のグローバル化が加速している。他方、グローバリゼーションが進む時に、各国は独自の社会の在り方、文化の在り方などのローカリゼーションの動きも活発化することも想定される。グローバリゼーションは、社会の標準化に進む動きともいえるが、標準化のみでは、いずれ、進歩が止まり、停滞が訪れることも危惧される。ローカリゼーションの多様化が加味されることによって、バランスの良い標準化と多様化が進むことが期待される。

我が国の人の移動、流動性は、他国と比べて低いとはいえ、訪日外国人や就労するために来日する人材の増加なども見られる。今後、留学生の受入れ拡大を含めた海外からの人材の積極的な受入れが更に進めば、社会の様々なシステムが、多様性を踏まえたものとして構築されていくとともに、我が国の文化や社会のこれまでの在り方の良さが調和した社会に発展していくことが期待される。

■ 地方創生が目指す社会 ■

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少し始めしており、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成 29 年推

計)によれば、2040年には1億1,092万人となる。出生数は、年間100万人を下回っており、平成29(2017)年には94万人まで減少し、2040年には74万人程度になると見込まれている。高齢化は、三大都市圏を中心に急速に進行し、平成27(2015)年に3,387万人であった高齢者人口(65歳以上)は、2042年に3,935万人(高齢化率36.1%)でピークを迎える見込みである²。

他方、AI、IoT技術、ビッグデータの活用により、産業・社会構造が資本集約型から知識集約型にシフトしつつある。このことは、地方の産業にとっては、その地域の中で生産性の向上、高付加価値化が可能となるということであり、都市ではなく地域が産業の拠点となる可能性も高まるとも言える。農業、医療・ヘルスケア、防災、インフラの維持管理など第1次産業分野から第3次産業分野まであらゆる産業分野でデータ活用による高付加価値が進むことにより、全国各地において地方のポテンシャルを引き出すことが期待される。地方創生が実現すべき社会は、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」である。都市に出なければ教育機関や働く場所がないことではなく、生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会の実現が期待される。

2. 2040年の高等教育の状況と展望

(高等教育をめぐる国内外の状況)

- 世界の高等教育は、国内の教育機会の提供の段階から、近隣諸国を含めた域内の教育機会の提供の段階を経て、高等教育がまだ充実していない地域での教育機会の提供の段階、そして、MOOC(Massive Open Online Course:大規模公開オンライン講座)をはじめとするオンラインでの教育機会の提供へと高等教育の在り方の多様化が進み、広がりを見せている。この変化を踏まえれば、高等教育システムは、国、地域を越えて展開される「オープン」な時代を迎えていると言える。

この動きには、国際政治・経済の多極化などの地政学的な状況の変化の中での高等教育の位置付け、科学・技術・イノベーションにおける国際的な状況の変化、学生の国際移動の構造・バランスの変化、各国における教育・研究費負担の変化なども大きく影響している。

² 「自治体戦略2040構想研究会第一次報告～人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」(自治体構想研究会 平成30年4月)

■http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jichitai2040/index.html

(「競争」から「共創」「協創」へ)

- 国境を越えた大学間競争は、世界大学ランキング等の影響もあり激化しており、国家の資源投入競争なども背景に国家を巻き込んだ競争に発展している。他方、大学の国際アライアンスや、高等教育システムの調和を基礎として、高等教育の国際協力も進展している。既に人類が抱える課題は国境を越えたものとなっており、人類の普遍の価値を常に生み出し、提供し続ける高等教育を維持・発展させるためには、質を向上させるための切磋琢磨は必要であるが、国内外で機関ごとにただ「競争」するのではなく、課題解決等に協力して当たるための人的、物的資源の共有化による「共創」「協創」へと発想を転換していく必要がある。特に、我が国のような課題先進国の高等教育機関が世界的課題解決に貢献することは重要であり、この貢献が各国との安定的な関係の構築にも資するという意識を持つことが必要である。

3. 2040年に向けた高等教育の課題と方向性

- 2040年に向けた高等教育の課題と方向性を、日本における高等教育と、学修者及び社会の新しい関係の再構築という前提で、以下のような視点から整理を試みた。その際、高等教育は、予測困難時代に自らの能力を最大限に發揮し、社会と世界に貢献していくため、学修者にとっての「知識の共通基盤」を作るという視点に立ち、「何を学び、身に付けることができるのか」を中心とした高等教育への転換を引き続き図つていく必要があること³。また、個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムが構築されるのではなく、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムを構築していくために、高等教育機関内のガバナンスも、組織や教員を中心とするのではなく、学修者にとっての高等教育機関としての在り方に転換されていく必要があること。加えて、一つの機関での固定化された学びではなく、学修者が生涯学び続けられるための多様な仕組みと流動性を高める方策が必要であることを強調しておきたい。

■ 21世紀を生きるための「学び」をどう考えるか ■

資質や能力の在り方については、OECDにおけるキー・コンピテンシー⁴の議論

³ 「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会答申 平成20年12月)、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(中央教育審議会答申 平成24年8月)
■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm
■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm

⁴ 「コンピテンシー(能力)」とは、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求(課題)に対応することができる力。

「キー・コンピテンシー」とは、日常生活のあらゆる場面で必要なコンピテンシーを全て列挙するのではなく、コンピテンシーの中で、特に、①人生の成功や社会にとって有益、②様々な文脈の中でも重要な要求(課題)に対応するためには必要、③特定の専門家ではなく全ての個人にとって重要、といった性質を持つとして選択されたもの。

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryo/06092005/002/001.htm

や、問題発見・解決能力、21世紀型スキルなど、これまで多くの提言が国内外でなされてきた。例えば、OECDが提唱する キー・コンピテンシーは、①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力（個人と社会との相互関係）、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力（自己と他者との相互関係）、③自律的に行行動する能力（個人の自律性と主体性）である。

その背景には、①テクノロジーが急速かつ継続的に変化しており、これを使いこなすためには、一回修得すれば終わりというものではなく、変化への適応力が必要になること、②社会は個人間の相互依存を深めつつ、より複雑化・個別化していることから、自らとは異なる文化等を持った他者との接触が増大すること。③グローバリズムは新しい形の相互依存を創出しており、人間の行動は、個人の属する地域や国をはるかに越え、例えば経済競争や環境問題に左右されることがあることとされている⁵。

また、OECDにおける議論は更に進められており、2015年から Education2030⁶プロジェクトが進められてきた。この議論の中では、キー・コンピテンシーに立脚して、さらに3つのコンピテンシーを「変革を起こす力のあるコンピテンシー」として特定している。これらは、これからの人材が革新的で、責任感があり、自覚的であるべきというニーズに対応するものであり、新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力が新しいコンピテンシーとして掲げられている。

このような観点も踏まえて、高等教育の在り方を考えた場合には、文系・理系の区別にとらわれず、新たなリテラシーにも対応した一般教育・共通教育とそれを基礎とした専門教育が行われること、分野を越えて専門知や技能を組み合わせる実践力を培う教育が行われること、卓越した才能を見出し大いに伸長する教育が行われることが必要である。

■ 初等中等教育からの接続と多様性をどう考えるか ■

初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成を目指す資質・能力については、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く『知

⁵ 平成18年9月15日 初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会 第15回資料
■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryo/06092005.htm

⁶ 「The Future of Education and Skills Education 2030」(The Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)2018)
■<http://www.oecd.org/education/2030/>

識・技能』の習得』、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力』等の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」という三つの柱で確実に育成するため、新学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進めることとしている。具体的には、学校教育を通じて育てたい子供たちの姿として、

- ・ 社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができるここと、
- ・ 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるとともに、他者の考え方を理解し、自分の考え方を広げ深めたり、集団としての考え方を発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができるここと、
- ・ 変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができるここと、

を掲げている。

さらに、学校を変化する社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けることとしている⁷。

これらの資質・能力は、小・中学校、高等学校、高等教育段階と、段階的に育成されていくものであり、学校段階が進むにつれ、社会において自律的に生きるとともに国家及び社会の形成者として必要とされる資質・能力を育成するため、社会とのより密接な関係を意識した学習が求められるようになる。

⁷ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会答申 平成28年12月21日）

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

こうしたことを踏まえ、高等学校教育で育成を目指す資質・能力を前提に、アドミッションやその後の高等教育にどう生かしていくかという高大接続の観点と、入学段階からいかに入学者の能力を伸ばすかという観点で高等教育における「学び」を再構築することが重要である。

■ 高等教育の新たな役割をどう考えるか ■

18歳で入学する伝統的な学生だけでなく、多様な年齢層の学生の多様なニーズに応える人生100年時代におけるリカレント教育を通じ、高等教育があらゆる世代のための教育及び研究の「知識の共通基盤」となること、また、国連のアカデミック・インパクト⁸で提唱されている「原則4：高等教育に必要とされるスキル、知識を習得する機会を全ての人に提供することについて、日本の高等教育の海外展開も含め、国内外に必要な教育を提供すること、我が国全体で活力ある社会をどう創出するかという観点から地方創生、地域を支える人材育成を行うための教育を行っていくことも含め、高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、教育及び研究の知識基盤のプラットフォームという役割を担い、日本のこれから、地域のこれからを創るという新たな役割を再構築していくことが必要である。

⁸ 国連広報局(DPI)のアウトリーチ部が担当するプログラム。対象は学位を授与する全ての高等教育機関、またはそれに相当する実質的な研究を行っている機関で、プログラムの枠組みは以下の通り。

- 世界各国の高等教育機関同士の連携、また、教育機関と国連との連携を促す
- ミレニアム開発目標(MDGs)をはじめとする、国連に委託された業務・活動に、教育機関がコミットできる仕組みを提供する
- 国連に委託された業務・活動に関する意見や提案の連絡窓口の役割を担う
- 国連に委託された業務・活動に関するプログラム、プロジェクト、イニシアチブに対する教育機関の直接的な関与を促す

アカデミック・インパクトは、以下の10原則を支持し促進させるというコミットメントによって成り立つ。

原則1：国連憲章の原則を推進し、実現する

原則2：探求、意見、演説の自由を認める

原則3：性別、人種、宗教、民族を問わず、全ての人に教育の機会を提供する

原則4：高等教育に必要とされるスキル、知識を習得する機会を全ての人に提供する

原則5：世界各国の高等教育制度において、能力を育成する

原則6：人々の国際市民としての意識を高める

原則7：平和、紛争解決を促す

原則8：貧困問題に取り組む

原則9：持続可能性を推進する

原則10：異文化間の対話や相互理解を促進し、不寛容を取り除く

■<https://www.academicimpact.jp/>

■ 高等教育に対する社会からの関与・理解と支援をどう考えるか ■

(高等教育と社会との関係)

大学は、教育と研究を一体不可分として、その機能を果たしており、そのための組織が整備され、ガバナンス、資源配分が行われ、これにより「知識の共通基盤」として社会を支えている。その活動が、現在の社会を支え、また未来の社会を創出するために貢献していくことは重要であり、そのためには、活動をいかに社会に発信し、透明性確保と説明責任を果たしていくことが必要である。

「学問の自由」及び「大学の自治」とは、大学における学問の研究とその成果の教授及び発表が自由かつ民主的に行われることを保障するため、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であり、国際的にも同様の考え方は高等教育の根幹を支える概念となっている。つまり、憲法で保障されている「学問の自由 (Academic Freedom)」は大学と教員・研究者に蓄積された知識に基づいた研究とその教授の自由であり、大学の自治は、その自由を保障するためものである。その教育研究の自由が保障されていることが、新しい「知」を生み出し、国力の源泉となる根幹を支えていることを再確認しておく必要がある。その上で、高等教育は、我が国のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」としての機能を継続的に発展させていくことが重要である。そのためにも、高等教育システムそのもの、そして、高等教育機関の「建学の精神」や「ミッション」は時代の変化の中で、変わるべきものと変わらないものがあることを改めて意識し、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していくことが重要である。

(質保証の在り方の見直し)

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、伝統的な18歳の学生、留学生、社会人等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、保証すべき質とは何かを改めて検討することも含め、現在の設置認可から認証評価、組織を中心とした質保証の在り方を見直す必要がある。

(産業界との協力・連携)

新卒一括採用や年功序列などのこれまでの雇用慣行を見直す動きが見え始めて
いる中、これらの動きは、高等教育の変化の大きな後押しになる。しかしながら、
労働集約型経済から知識集約型経済への転換を真剣に考えていく際に、高等教育と産業界等との協力関係は欠かせない。経済・社会の発展をもたらす高等教育の在り方について、人材を育成する側と人材を活用する側で議論と理解を深めていく必要がある。その際、今後さらに重要性の増すリカレント教育については、知識の最新化や新たな知識を学ぶことのみならず、多様な学生が相互に学び合うことを実現するために、産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチングが必要不可欠である。また、これまで述べてきたような新しい役割を再構築するためにも、大学内外の資源を有効活用していくことは重要であり、ガバナンスにおいても、教育研究の充実においても、学外の協力を得ていくための産業界等との協力関係、連携関係を充実していく必要がある。

(高等教育への投資と還元の好循環)

高等教育への投資に関しては、公的な支援、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方について、教育投資に対しての投資効果をどう得たかという観点から再整理をしていく必要がある。公的な支援は税収増及び有形無形の財産としてその投資を回収することができ、個人や組織もまた所得や収益としてその投資を回収することができる。人口減少期において、一人一人の能力と可能性の最大化が国力の源と位置付けるのであれば、投資効果を最大化する形で、公的支援が投入されるべきである。他方、社会のあらゆるセクターが、育成された人材がもたらす経済効果を享受する。その際、その経済効果を人材育成に還元する方策とその好循環を創出していくことが必要である。

■ 2040年の18歳人口減にどう向き合うか ■

本部会が行った推計によれば、2040年には、18歳人口は約88万人に減少し、大学進学者数は、約51万人と予想される。その際、できるだけ多くの学生が進学し、また、一旦社会に出た後にも学びを継続するために、魅力的な高等教育を提供していくことが必要と考える。2040年までの間は、国公私の役割分担の整理、多様な学生が集まる環境創出のための集約も含めた地域における高等教育機関間の連携、高等教育の質の保証等の方策を着実に実現させていく必要があるが、2040年には、「知」の重要性が更に高まる時代を迎える中、我が国の知的基盤とし

ての高等教育の重要性を踏まえ、国立・公立・私立という設置形態に着目した政策よりも、国公私を通じ、「公共財」としての高等教育という視点での政策がより重要になるべきである。また、我が国と世界の社会と高等教育に、それぞれの高等教育機関がどう貢献していくかという視点が、高等教育関係者の中で意識されていくことが重要である。

(これまでの中央教育審議会で議論の経緯)

- 平成 17 (2005) 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（以下「将来像答申」という。）から 13 年が経過した。将来像答申では、18 歳人口急増期の昭和 50 (1975) 年度から概ね 5 年おきに作成されてきた「高等教育計画」について振り返り、「主として 18 歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需給調整を図るといった、右肩上がりの成長期に採られてきた政策はその使命を終えるものと考えられる」とした。その上で、今後の高等教育政策の在り方について、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という大きな方向性を示すとともに、大学が有する七つの機能（※）を示し、各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能の一部分を併有し、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違いに基づいて、緩やかに機能別に分化していくという、将来像を描いた。

(※) 大学が併有する各種の機能の例

1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

- この答申を受けて、例えば、国立大学についてはミッションの再定義を行って、自らの機能強化の方向性を明確にするなど、各大学においては、自らの選択により、世界的な教育研究、専門分野の強化、地域貢献、産学連携、グローバル化などそれぞれの大学が持つ強み・特色に応じた機能強化を図る努力を重ねてきた。また、平成 26 (2014) 年には、学校教育法、国立大学法人法、私立学校法が改正され、大学のガバナンス改革が進められてきている。

- 2040年を見据えた高等教育の将来像を描く際、「将来像の提示と政策誘導」の方向性は変わらない。その点を踏まえ、ここまで述べてきたような社会の変化を考慮し、高等教育が新しい展開を進めていくために、我が国の高等教育が国内外に対して果たしていくべき役割の再構築、初等中等教育からの接続も含めた教育の質の向上、予測不能な未来を切り拓いていく学修者を支える視点に立ったガバナンスと情報公表の徹底が不可欠である。また、高等教育の将来像を国が示すだけではなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地域を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されるべき時代を迎えている。その後、それぞれの「強み」を活かした上での連携・統合や規模の設定を、地方創生や人材養成の観点を踏まえて、産業界や地方公共団体との連携の中で検討していくことが必要である。
- 2040年頃を見据えた高等教育の将来像を描くため、本部会においては、様々な大学関係者その他の有識者からヒアリングを行い、11回の審議を重ね、昨年末には「今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」を取りまとめたところである。論点整理以降も11回（委員懇談会（1回）含む。）の審議を実施し、議論が深まり、方向性が定まった事項を中心に、現時点で「中間まとめ」を整理することとした。本年秋の答申に向けて引き続き精力的に議論を重ねることとした。

1. 社会の変化に対応できる人材とその成長の場となる高等教育

- 「はじめに」で記載したとおり、世界や日本社会全体の構造が大きく変化する中で、AI時代、グローバル時代に生きていく学修者に対し、学修者を主体とし、「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」を行っていくことが必要である。その際には、Society5.0の進展に合わせて、オンラインを最大限に活用した教育への転換も求められる。
- 高等教育が「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」に転換することは、次のような変化を伴うものとなることが期待される。
 - ・ 「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が更に求められる。
 - ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点が重要になれば、教育課程の編成は教員が教えたい内容ではなく、学修者が社会に出て活躍していく際に、自らが学んで身に付けたことが社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容であることが必要となる。
 - ・ 学修の評価についても、学年ごとの期末試験での評価で、学生が一斉に進級・卒業するという学年主義的・形式的なシステムではなく、個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必要となる。
 - ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点が重要となれば、18歳で入学した高等教育機関での学びの期間を超えて、社会の進展に伴い更に必要となった知識や技能を身に付けるべく生涯学び続ける体系への移行が進み、リカレント教育の仕組みがより重要となる。
- また、高等教育機関が、「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」と正面から向き合うためには、
 - ・ 学生や教員の多様性を確保し、自らとは異なった文化等を持った他者との出会いを通じて切磋琢磨できる環境の整備
 - ・ 個々人の強みを最大限に活かすための多様で質の高い「個」に応じた教育プログラムの提供
 - ・ 多様性を確保するための大学内、大学を越えた多様な人材、資源の結集と、そのためのガバナンス改革

が必要である。そのための具体的な制度改正等の方策については、「2. 高等教育機関の教育研究体制」で述べる。

(社会の変化に対応するために獲得すべき能力)

- 社会の変化に対応するために獲得すべき能力については、戦後、それぞれの時代における中央教育審議会答申等において示されてきたが、いつの時代にも、その中核的な部分には、基礎的で普遍的な知的技能が置かれている。論理性や批判的思考力、広い視野、コミュニケーション能力や他者との共生の力などは、社会が変化しても陳腐化しない普遍的なスキル、リテラシーであり、新たな価値が生まれてはすぐに古くなっていく現代においても必要不可欠な能力である。

(※) 「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」

(平成 20 年 12 月 24 日 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」)

(1) 知識・理解、(2) 汎用的技能、(3) 態度・志向性、(4) 統合的な学習経験と創造的思考力

- こうした能力は、「学士課程教育の構築に向けて」でも示されているとおり、いわゆる一般教育・共通教育と専門教育の双方を通じて、また、学生の自主的活動等も含む教育活動全体を通して育成していくものである。

- その際、上記のように学術研究においても産業社会においても、分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代においては、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた幅広い分野から文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。

これにより、専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21世紀型市民（「将来像答申」より）」を育成することができる。

- 専門教育については、専門知の組合せの種類が大幅に増えることを踏まえ、主専攻・副専攻制の活用などにより学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が

求められる。また、近年においては、産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、いわゆるジェネラリストではなく、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる高度な知のプロフェッショナルと具体的な業務の専門化に対応できる専門的なスキル・知識を持った双方の人才培养が求められる。

- 今後は、基礎的で普遍的な知的技能に加えて、世界に先駆けて「超スマート社会」の実現（Society5.0）に向けて、我が国の産業活動を活性化させるために、数理・データサイエンス等の基礎的な素養を持ち、正しく多量のデータを扱い、新たな価値を創造する人材育成が急務になっている。数理・データサイエンス等の基盤的リテラシーを大学で文理を越えて共通に身に付けさせることが必要である。
- なお、産業社会の変化が激しい中で、必要とされる専門教育を大学において効果的に実践していくためには、教育内容も柔軟に変更していく仕組みとすることが必要である。学部・学科ごとに、修得するべき知識、能力の達成目標を明確にしてカリキュラムを構築するとともに、その効果を測定する仕組みを開発し、特に職業実践的な科目に関しては、卒業生を受け入れる産業界とも協議しつつ、カリキュラムを修正するサイクルを恒常的に回していくことが必要である。
- 特に、Society5.0に向けた人材育成においては、変化に応じた教育、社会が変化しても陳腐化しない普遍的な能力等の教育、技術革新が進む中でこそ必要となる哲学、感性を育む教育等が重要である。

2. 高等教育機関の教育研究体制

- 個々人の強みが最大限に活かされ、AI時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには、高等教育は多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場になることが必要である。
- 「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、従来の大学や学部・学科における教員の「自前主義（学内出身者を中心とした教育研究体制）」や「18歳中心主義（18歳で入学してくる学生を中心とした教育体制）」から脱却し、学部・学科を越え、大学を越えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による多様な教育研究分野の提供、「多様な学生」を受け入れられる体制の整備が必要である。
こうした「多様な価値観が集まるキャンパス」から、個々人の特性を伸ばすための多様で質の高い教育プログラムを提供することができるよう、既存の制度の見直しも必要である。
加えて、「多様性を受け止めるガバナンス」の在り方を検討していくことが必要である。
- また、高等教育機関が「多様性」を発揮するためには、各大学は自らの強みや特色を意識して、自大学の発展の方向性の明確化や他大学との連携推進など、「強み」を強化していくことが必要である。
- なお、高等教育機関で学ぶ学生や、教育研究を行う教員は、組織に縛られることなく、その「流動性」を確保していくことが重要である。
- こうした観点から、将来の高等教育機関の教育研究体制について検討すべき事項を以下のように整理することができる。

(多様な教員)

- 今後は、学部・研究科等の組織の枠を越えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性、外国籍など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある。

また、人的資源の活用という観点から、エフォート管理を明確にした上で、クロスアポイントメント制度等を各大学が積極的に活用していくことも求められている。

＜具体的な方策＞

学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実現

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が機動性を発揮して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。
- 特に工学分野において、学部等全体で教員編制や学生の定員管理を行い、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の編成を促進するための制度改正を先行して実施する。

多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証

- 地域、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる充実に向けて、実務経験のある教員を上乗せで配置することができる旨を改めて提示するなど、実務経験のある教員の採用を促進する方策を検討する。
- また、実務経験のある教員で一定以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成に責任を負う者とするよう努めることとするなど、カリキュラム改善のプロセスに学外の人的資源を参画させることを促す。
- 教員経験はなくとも豊富な知識や技術、実務経験を有する人材向けの研修プログラムを開発・実施することにより質の高い教員の確保を図るとともに、当該研修修了者の大学等へのマッチングを行う仕組みを構築する。また、実務経験のある教員に対する体系的なファカルティ・ディベロップメント (FD) の実施の在り方等を検討する。

(多様な学生)

- 今後は、日本人が18歳で入学するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進める必要がある。

また、インクルーシブ教育を実現するため、障害のある学生が学ぶ環境を整えることも必要である。

- 人生100年時代においては、教育、仕事、老後という伝統的な3ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わっていくという予測もある。人生の様々な段階で新たな生き方を模索していく時代になれば、高等教育機関には多様な年齢層の

多様なニーズを持つた学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。リカレント教育については、リカレント・プログラムの供給数、実践的な教育を行える人材の確保、受講しやすい環境の整備などが課題となつており、今後は、産業界等と緊密に連携した上で実践・専門的なリカレント・プログラムを開発するなどの取組が求められている。

また、その際、産業界を含む社会全体が高等教育機関での学びを積極的に支援するとともに、採用時や待遇について適正に評価することが求められる。そのためには、新卒一括採用や流動性の低さ等の企業の雇用慣行にも変化が求められる。

- 大学が国際化していくためには、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学び、多様な価値観の中で切磋琢磨することにより、新たな価値を創造することを促すような、真にグローバルな教育プログラムを提供するための全学的な体制を整備するとともに、学部段階における優秀な留学生の受入れや多様な国・地域からの留学生の受入れを推進することが求められる。

そのために、各大学は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、より優秀な留学生を引き付けることができる教育環境・体制を整備していくことが必要である。

さらに、高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するためには、今後は英語での授業科目を充実するのみならず、留学生が日本語能力を修得できるような環境の整備を図ることが重要である。

- また、国際競争の激しい高等教育の世界において、我が国の高等教育機関が魅力を高めていくためには、我が国の学位等が示す教育のレベル等についての国際通用性の確保やアジア各国を中心に日本の高等教育へのニーズが高い国に対する国際展開を促進するような制度を整備する。

＜具体的な方策＞

リカレント教育の充実

- 大学等において、実践的・専門的なリカレント・プログラムの充実を図るため、产学が連携し、「地域連携プラットフォーム（仮称）」(p. 23) の活用も視野に入れつつ、プログラムの改善・充実を推進する体制を整備する。

- より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数120時間以上という現行規定を見直し、60時間以上とする。また、社会的認知・評価を高めるための取組と併せて、一定の条件の下で、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、単位累積加算制度にも活用できるようすることを検討する。
- 学位課程での学位取得を目指す中で、副専攻プログラムのように一定のまとまりのある学位課程の一部を修了した場合にも学修証明を出すことができる旨を制度上位置付けることを検討する。
- 放送大学や通信教育、MOOC等の一層の活用方策を検討する。
- 教員経験はなくとも豊富な知識や技術、実務経験を有する人材向けの研修プログラムを開発・実施することにより質の高い教員の確保を図るとともに、当該研修修了者の大学等へのマッチングを行う仕組みを構築する。また、実務経験のある教員に対する体系的なファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施の在り方を検討する。
- 多様な課題を抱える社会人・企業等が高等教育機関のプログラムに関する情報へ効果的にアクセスできる仕組みを検討する。
- 関係省庁とも連携して、経済的な支援制度の利用促進を図る。

留学生交流の推進

- 優秀な留学生を獲得するために、日本語教育や卒業後の就職機会も含めた日本留学情報を発信する海外拠点の構築や、渡日前の入学許可実施に向けた留学生の共通試験としての「日本留学試験」の海外での利用促進、大学における日本語準備教育（ファウンデーションコース）の設置を推進する。
 - 高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するため、産学官コンソーシアムで取り組まれている留学生の就職促進のプログラムの成果の横展開や、日本での就職を目指す留学生へのインセンティブとなるよう奨学金の重点化を進める。
 - 我が国の大学等への入学を希望する留学生や帰国子女等の受入れを推進していく上で、法令上の大学入学資格が障害となり、受入れを諦めざるを得ない事例がある。大学の国際化に対応するため、大学入学資格の一部を見直す（※）。
- (※) 18歳にならないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃、外国における12年未満の高校相当の教育課程の追加指定を推進

学位等の国際通用性の確保

- 日本の学位と外国の学位との国際通用性を確保するため、日本の高等教育の仕組みや学位等の種類などについて翻訳の際の基準となるような英語表記を整理する。ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」の締結を受け、国内情報センター（National Information Centre: NIC）を設立する。

- 日本における学士の学位の名称が約700種類にまで増加していることから、学位を見て「大学で何を学んだのか」が明確に分かるような名称とすること、英文表記として「Bachelor of (学術的に広く認知されている分野の名称) in (現在付記している名称)」とすることを国が推奨する。

高等教育機関の国際展開

- 海外校の設置における、校地・校舎の自己所有原則の運用改善等や、単位互換や転入学・編入学を含む学位プログラムを日本の大学と連携して提供する海外の大学との協力促進等の多様な形態による大学の海外展開を促進する。

(多様で質の高い教育プログラム)

- 各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。

その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学生の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。

- また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度や運用の改善を行うことも必要である。
- 今後の社会の変化に対応するためには、数理・データサイエンス等を含めたSTEAM教育と呼ばれる基盤的リテラシーを、文理の枠を越えて共通に身に付けることが必要である。しかし、数理・データサイエンス等の教員は全国的に不足しており、教員の専任制の緩和や、e-learningのみで単位が修得できるようにすることなどにより、柔軟に教育プログラムが提供できるよう検討することも必要である。

<具体的な方策>

学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実現【再掲】

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が機動性を発揮して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。
- 特に工学分野において、学部等全体で教員編制や学生の定員管理を行い、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の編成を促進するための制度改正を先行して実施する。

単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係

- 単位互換の際にも自大学で同等性のある科目が必要であるということと、全ての科目を自大学で開設するという設置基準上の原則がある。単位互換制度を積極的に活用することにより、複数大学間で教育資源の共有が進むよう、各大学の解釈や運用で行われてきたことについて、基本的な考え方を改めて明示する。

教員は一つの大学に限り専任となる原則

- 上記の「学部等の組織の枠を越えた学位プログラム」を設置した場合等に、複数の学部間での教員の共有を円滑に進めるため、教員を一つの学部に限り専任教員としてカウントする運用の緩和を検討する。
- 将来的には、複数大学間でクロスアポイントメントを活用して教員を共有して活用する方向性も検討する。

(多様性を受け止めるガバナンス)

- 今後、高等教育機関の中に「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、大学内、大学を越えて人材や資源を結集する必要があり、それを支えるガバナンスが重要である。
- 近年、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、教授会の役割の明確化、副学長の職務の変更や監事の権限強化等の制度改正が行われたが、今後は、各大学で制度改正の趣旨を踏まえ、学内で実質化していくことが求められている。
- 複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円

滑化、国公私立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

- 学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れていくためには、高等教育機関は、他の機関や、関係する産業界、地域の地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。
- また、多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点に加え、高等教育機関は、客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たしていくことが必要であり、そのために学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる。

＜具体的な方策＞

大学等の連携・統合の可能性

1. 国立大学の一法人複数大学制の導入

- 一法人複数大学制の導入に向けて、
 - ・法人の長と学長の役割分担と選考の在り方
 - ・理事（役員会）・監事・経営協議会・教育研究評議会の在り方
 - ・中期目標・中期計画・評価の在り方
 - ・一法人複数大学を導入した法人における特例措置などについて検討する。

2. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

- 各学校法人の自主的な判断の下、その強みを活かし、弱みを補い合うために行う連携・統合について、建学の精神の継承に配慮しつつ、支援する。
- 高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討する。

- 新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導を強化し、資金ショートの恐れを含む経営困難な場合に、撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する。

3. 国公私立の枠組みを越えた連携の仕組み

- 国公私立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））の導入に向けて検討する。その際、連携を推進する制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和や、教員が一つの大学に限り専任としてカウントされるという設置基準の緩和 等）も併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配意するとともに、質の保証を図りつつ、大学間の連携が進むよう留意する。

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項について、国による「ガイドライン」策定を検討する。

学外理事の登用促進

- 広報、寄附金等の外部資金獲得、地域貢献など、学外理事に期待する役割を明確化した上で、それに則した人材として、学外理事を少なくとも複数名置くことを求める。そのために必要な制度整備等を行う。

(大学の強みの強化)

- 「将来像答申」では、大学が有する七つの機能（※）を示し、各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能の一部分を併有し、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違いに基づいて、緩やかに機能別に分化していくという将来像を描いた。

（※）大学が併有する各種の機能の例【再掲】

1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献、产学官連携、国際交流等）

○ 「将来像答申」で提示した機能別分化の考え方は、大学の多様性を踏まえたものであり、これからも維持していくべきものと考える。一方で、各大学においては、「将来像答申」以降の社会全体の急速な変化や18歳人口の減少を踏まえるとともに、将来の更なる変化を見据え、大学が選択する機能と、その比重の置き方について改めて見直すことにより、自らの強みや特色を意識した上で、将来の発展の方向性を考えていくことが重要である。

ただし、学術の中心・知の拠点たる大学は、現時点の「強み」の維持・強化に留まることなく、不断の大学改革により、新たな「強み」を持続的に生み出していくとともに、時代の社会を牽引するような新たな価値を創造することが期待されている。

大学として「強み」や「特色」を明確にした上で、それらを伸ばしていくために、大学間の連携・統合を進めていくことも一つの方策である。

○ 機能の選択と比重の置き方を考えるに際して、人材養成の観点から各機能を分かりやすく集約し、大学として中軸となる「強み」や「特色」をより明確にしていくことも考えられる。その際、観点は各大学の基本的な機能を示したものであり、そこに各大学がどのような価値を付加していくのか、ということがより重要である。

【参考】人材養成の三つの観点（例）

- ・世界を牽引する人材を養成（卓越した専門分野の研究に基づき、俯瞰力や独創力を備えた我が国と世界を牽引する人材）
- ・高度な教養と専門性を備えた先導的な人材を養成（各専門分野において高い価値の創出を先導する人材）
- ・具体的職業やスキルを意識した教育を行い、高い実務能力を備えた人材を養成（立地している地域の産業活性化や個別のニーズにきめ細やかに対応できる高い実務能力を備えた人材）

これらの三つの観点も踏まえつつ、各大学の役割・機能の明確化・特色化を加速する改革を促す。

○ 大学として中軸となる「強み」や「特色」を明確にすることは重要であるが、一方で、大学には多様性があり、一つの枠組みで大学の全てを包括することはできないことにも留意する。学内においては、学部や研究科など、各々の「強み」や「特色」を再確認することも必要である。

- 短期大学、高等専門学校、専門学校においても、中軸となる「強み」や「特色」を意識し、より分かりやすい発信が必要である。
- 人材養成の観点については、学修者の目線で考えた場合も、学修者が自らの将来を描き、学びを進めていくために、各大学が養成する人材像をより分かりやすく提示していくとの点から望ましい。また、国としても将来の日本を支える人材像を明確にしていく点で有効である。また、この枠組みは学修者に留まらず、大学外（企業、地方自治体、高校等の生徒・保護者）から大学が理解を得、支援を受け、大学外との連携を強めていく上でも重要なツールになり得る。
- 加えて、こうした枠組みで大学の人材養成の在り方を捉え直すことによって、授業を担当している教員自身の研究テーマに過度に限定された授業科目とそれに基づく教育課程の編成を見直し、人材養成目的を達成し得る科目配置とそれに必要な担当教員の確保を含めて、大学教育の在り方を学修者本位に見直す契機となる。

3. 教育の質の保証と情報公表

- 大学への進学率が50%を超えるユニバーサル段階においては、大学教育の機能は、エリートや社会の指導者層の養成だけではなく、産業社会に適応し得る全国民の育成へと広がっていくと言われている。進学率が上昇し、大学に入学する学生の裾野が広がっていく過程において、かつての少数エリートが通っていた時代の大学と比較して教育の質の変化を懸念する声が出てくるのは、世界共通の現象とも言える。しかしながら、できるだけ多くの人材が高等教育機関で学ぶことは重要なことであり、高等教育機関は、修了時の学修者の「伸び」を意識した質の向上を図っていく必要がある。
- 我が国の大学については、上記のような高等教育の大衆化に伴う問題を前提としたとしても、教育の質を保証するための取組は不十分と言わざるを得ない。国立教育政策研究所の調査によれば、大学1、2年生の授業出席時間の平均は約20時間、予習・復習の時間の平均は約5時間に留まっており、授業以外の学修時間が非常に短い。そして、この数字は過去の同様の調査と比較しても改善されておらず、例えば授業以外の学修時間が11時間以上とする大学1年生が5割を超える米国等の大学（※）と比較しても学修時間が短いという指摘がある。

（※） NSSE (The National Survey of Student Engagement) 2007

- 大学教育の質の保証については、これまでも累次の中央教育審議会等の答申で提言が行われ、文部科学省の事業を活用するなどして積極的に改善の努力を行っている大学があるのも事実であるが、こうした大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。
こうした状況について、社会からの説明を求める声が厳しくなってくるのは当然である。諸外国においても、大学進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、公費を投入するに値する質の教育を行っているのか、アカウンタビリティーが求められるようになっている。
- このため、各大学において、「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を促進するため、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、国として教学マネジメントの確立を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が学長のリーダーシップの

下で、「三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）」に基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切なPDCAなど点検・評価を通じた不断の改善に取り組むことが必要である。

特に、カリキュラムの策定に当たっては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、米国等で配置されているアカデミックオフィサー等も参考に、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化が重要である。

- 大学と社会との関係については、世界の歴史の中で様々な相克があり、その在り方は一様ではないが、大学がその研究成果と教育を通して社会の発展に貢献する責任を果たすことについては、大学関係者の間でも共通の理解があるものと考えられる。社会の発展に貢献するために、例えば学術研究の対象については、社会の要請だけではなく多様な教員の多様な関心に基づいて選択していくことが重要な側面もあるが、いずれにしても教育の質については大学が自ら責任を持って保証し、第三者の評価を受け、その成果を社会に対して積極的に情報公表していくことが必要である。
- そのような社会に貢献する大学の姿に国民の理解が広がり、多様な投資や民間からの寄附が行われて、社会から支えられる大学になっていく、という好循環を生み出さなければならぬ。こうした観点から、質の保証をより一層確保するために、
 - ・全学的な教学マネジメントの確立とその前提としての学修成果の可視化、
 - ・設置基準等の見直しを含む入り口での設置認可と認証評価制度の改善及び恒常的な情報公表の促進、が必要である。また、大学の基本的な情報について、各大学が積極的に公表するとともに、社会が理解しやすいよう、一括して公表することも検討すべきである。
- 教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態があり得ることも覚悟しなければならない。
- なお、高等教育機関が質の保証の取組を進めることと同時に、産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果の情報を選考活動において積極的に活用するととも

に、大学等における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。

＜具体的な方策＞

教学マネジメントの確立

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針（アセスメント・ポリシー）を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革に繋げることが重要である。このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。
- その上で、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下で作成し、各大学へ示す。

【参考】教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例

- ・カリキュラム編成の高度化、アクティブラーニングやICTを活用した教育の促進
- ・柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限設定（CAP制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・スタッフ・ディベロップメントの高度化、ファカルティ・ディベロップメントの高度化
- ・教学IR体制の確立
- ・情報公表の項目や内容等に係る解説 等

情報公表

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する。また、各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する。
- また、学修成果や教育成果の可視化に留まらず、大学教育の質の向上に係る情報を積極的に把握・公表していくことが重要である。学修成果や教育成果の可視化に係る情報と併せて、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメント指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に係る情報）

- ・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の検討状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に係る情報)

- ・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SD の実施状況 等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・アセスメントテストの結果、TOEIC や TOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に係る情報)

- ・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- 上記の学修成果や教育成果の可視化や大学教育の質に係る情報に加えて、経営状況等も含めた各大学の基本的な情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設けることを検討する。

認証評価制度

- 認証評価制度は、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行うものであり、大学全体としての教育の質を保証するため、より効率的・効果的で実質的な改善に繋がる評価となるよう、以下の方策を検討する。
 - ・ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、大学の優れた取組や改善点を積極的に評価結果に記載し、特色ある教育研究活動を積極的に発信する。
 - ・ 認証評価機関は、評価結果において自らが定める大学評価基準に適合しているか否かの認定をする。
 - ・ 受審期間を見直す（機関別認証評価と分野別認証評価を揃える。大学評価基準に適合していないと認定された場合は受審期間を一時的に短くする 等）。
 - ・ 内部質保証がしっかりと機能しているか否かの確認を行うため、認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況の確認をする。

また、教学マネジメントに係る指針や情報公表の仕組みが整備された際には、積極的に活用していくことを検討する。

4. 18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置

- これまで述べてきたように、将来の社会の変化を見据えて「多様な価値観が集まるキャンパス」を目指していくためには、高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要となるが、我が国においては、これを急速に進む少子化の中で実現しなければならない。その将来像を描くに当たっては、現在の進学動向などを正確に把握するとともに、将来の進学動向の推計について具体的な形で「見える化」することが重要である。

(学士課程への進学者数の増加)

- 大学への主たる進学者である18歳人口は平成4（1992）年の約205万人をピークに減少を続け、平成21（2009）年頃からは約120万人前後で推移しており、現在は約118万人にまで減少している。一方で、この間に大学進学率は右上がりに上昇し、平成4（1992）年には26.4%であったのが現在は52.6%となっており、これに伴い、大学進学者数も平成4年（1992）年の約54万人から現在は約63万人にまで増加している。特に、近年は女性の進学率の上昇幅が大きく、ここ10年間で40.6%（平成19（2007）年度）から49.1%（平成29（2017）年度）へ大きく上昇している。これに応じて、短期大学からの転換も含め四年制大学の数も増加している。より多くの高等学校卒業者が大学進学を希望し、大学教育の裾野が広がっていくことは学生・社会にとって望ましく、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成にも寄与している一方で、大学教育全体で見た場合に教育の質の低下を懸念する声がある。

(地方における教育機会)

- 全体としての学生数が増加する一方で、定員割れの大学が4割に増加した。我が国の高等教育機関については、私立大学が多く、かつ、小規模な大学等が多いのが特徴であり、特に小規模な大学が多い地方において学生確保が厳しくなっているが、地方に所在する大学は、その多くが地域で活躍する人材の育成の拠点となっているとともに、地域の知的基盤としての様々な役割を果たしており、今後とも、地方の学生のニーズに応える質の高い教育機会を確保していくことが重要である。少子化は、経営面で厳しい影響を及ぼすことは確かであるが、一方で少人数教育によって教育の質を高めることが可能とも言え、経営改善に留意しつつ、各高等教育機関における積極的な取組を促すことも必要である。

(大学進学者数の推計)

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約 120 万人の 18 歳人口が、2030 年には 103 万人、2040 年には 88 万人に減少すると試算されている。

本部会が発足するに当たり、国立教育政策研究所においては、平成 26（2014）年度までに生まれた者の数、小中学校等の各学年の在籍者数などを基に、18 年後すなわち 2033 年の 18 歳人口を都道府県別に推計した。

この推計によれば、各都道府県における大学進学率が平成 27（2015）年（推計当時）と同率のまま推移すると仮定した場合、2033 年の大学への進学者数は現在の約 85%となる。

また、本部会においては、過去 4 年間（平成 26（2014）～平成 29（2017）年度）の都道府県別・男女別の大学進学率の伸び率を基に 2040 年の大学進学率を推計（※）した。

この推計によれば、2040 年の大学進学率は 57.4%となり、平成 29（2017）年と比較すると4.8 ポイント增加することとなった。一方で、今後 18 歳人口が再び減少局面に突入することを反映し、大学進学者数は 2040 年には約 51 万人となり、平成 29（2017）年と比較すると約 12 万人減少し、現在の約 80% の規模となることが見込まれる。

(※) 進学率の上昇が著しい県では、男性は +5 ポイントを上限とし、女性は同県の男性の進学率の同値を上限として推計。また、進学率の伸び率がマイナスの場合には平成 29（2017）年度の大学進学率が今後維持されると仮定。

(※) 平成 30 年 2 月 21 日将来構想部会（第 13 回 資料 2 より）

■ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryo/__icsFiles/afieldfile/2018/03/08/1401754_03.pdf (資料 2)

(都道府県別の進学動向と学部の配置状況)

- 本部会においては、全国的なデータだけでなく、各地域において将来推計がどうなるのか、それぞれの高等教育機関にどのようなインパクトがあるのかを可視化する観点から、都道府県別に、平成 29（2017）年現在の大学進学者数、進学率、国公私別の大学数と入学定員、さらには大学進学時における自県内外への流入流出の状況等を示した上で、2040 年の都道府県における大学への進学者数、入学者数、定員充足率の国公私別の推計も併せて提示（※）した。

(※) 平成 30 年 2 月 21 日将来構想部会（第 13 回 資料 2 9 頁～）

■ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/03/08/1401754_03.pdf (資料2)

- このデータから、都道府県ごとに、平成29（2017）年度現在の入学定員の実績値と2040年度の入学者数の推計値とを比較することにより、仮に、現在の定員規模を維持した場合の2040年に不足する入学者数を国公私別に算出することができる。この数字は、機械的に算出したものであるが、個々の大学が今後の定員の在り方を検討する上での基本的なデータとなる。もちろん、今後、18歳で入学する伝統的な学生だけではなく、多様な年齢層の学生を受け入れていくことにより、必ずしも推計どおりの定員削減が必要となるとは限らない。しかしながら、大きなシェアを占める18歳での入学者数の推計と、分野の違いを含めた大学の配置状況を可能な限り分かりやすく可視化しておくことは、各高等教育機関が他の機関との連携・統合を含めた将来の組織改編等の戦略を立てていく上でも重要と考えられる。このため、本部会では数字だけではなく、地理的な学部の配置状況や設置されている学部の分野が分かるよう、各都道府県の地図上にマッピングした。

(国が提示する将来像と地域で描く将来像)

- 平成17（2005）年の「将来像答申」では、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。人口減少がより急速に進むこれから約20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。特に、産業形態が一極集中型から遠隔分散型へとパラダイムシフトする想定の中では、地方における高い能力を持った人材の育成に期待がかかる。これは教育界だけの課題ではなく、産業界を含めた地方そのものの発展とも密接に関連する課題である。そういう意味では、高等教育の将来像を国が示すだけではなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されるべき時代を迎えていると考えられる。
- 地域で高等教育の将来像を描く場合には、その地域の単位が問題となる。都道府県なのか、より広域なエリアなのか、都市圏、都市に隣接する地域、地方などの特性により地域によって様々なのか、今後、地域の関係者とともに、引き続き検討していくことが必要である。いざれにせよ、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体とともに将来像の議論や具体的な交

流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築するための具体的な仕組みについても検討していくことが必要である。

- 地域における将来像を描く際は、各地域の立地条件や産業状況、歴史的背景など特有の事情を考慮する必要があり、国が直接関与することは非常に困難である。一方で、議論の前提としての各種データの網羅的な収集・整備、地域間での連携プラットフォーム（仮称）の構築への関与、連携・統合の仕組みの制度的整備などは国が担うべき役割である。

＜具体的な方策＞

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築【再掲】

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項について、国による「ガイドライン」策定を検討する。

国公私立の枠組みを越えた連携の仕組み【再掲】

- 国公私立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるとともに、各大学の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））の導入に向けて検討する。その際、連携を推進する制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関する「自ら開設」制度の緩和や、教員が一つの大学に限り専任となる原則の緩和 等）も併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の救済となならないよう配意するとともに、質の保証を図りつつ、大学間の連携が進むよう留意する。

5. 各高等教育機関の役割等

(各学校種等における特有の検討課題、高等教育機関全体の相互の接続関係等)

- これまでの論点は、概ね各学校種に共通する課題について述べたものであるが、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの学校種、あるいは大学院について特有の検討課題や、新たに制度化された専門職大学・専門職短期大学を含めて、高等教育機関全体の相互の接続関係の在り方については、以下のとおり整理できる。

なお、今後は、大学院における特有の検討課題について引き続き議論するとともに、国公私の設置者別の役割分担などについても、検討する必要がある。

(専門職大学・専門職短期大学)

- 専門職大学・専門職短期大学は、平成31（2019）年度から開設予定であり、理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務を牽引でき、かつ、変化に対応し新たな価値を創造できる人材を育成するため、産業界と密接に連携して教育を行う新たな高等教育機関として期待されている。

また、既存の大学・短期大学が、専門職学部や専門職学科を設置することも可能であり、各大学は自らの人材養成の目的を明確にし、強みや特色を踏まえる中で、その必要に応じて専門職学部等への転換も期待されている。

(短期大学)

- 短期大学は、全国に幅広く分布しているが、4割以上が中核市よりも人口規模が小さい地方都市に設置され、自県内入学率・就職率ともに約7割に上るなど地方の進学機会の確保に重要な役割を果たしている。女子学生の教育にも大きな役割を果たすとともに、幅広い教養を踏まえて職業又は実際生活に必要な能力を育成する教育を行つており、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士、介護人材等の多様な人材を養成してきた。

今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じた地域貢献などの役割も期待されるところであり、地域に必要な高等教育機関として振興方策を検討することが必要である。

また、2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。

(高等専門学校)

- 高等専門学校は、中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関として、実践的・創造的な技術者の養成に大きく貢献してきた。

今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化、大学との連携など高専教育の高度化、日本型高等専門学校制度の海外展開と一体的に我が国の高専教育の国際化を進めることにより、高等専門学校の機能強化を進めていくための振興方策について検討が必要である。

(専門学校)

- 専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。高等教育機関全体の中では、大学に次ぐ学生数を受け入れており、地域密着型の高等教育機関として、地方の道県でも高い進学率となっている。留学生や社会人の受入れも多く、また、平成26（2014）年度からは、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」の認定制度が開始され、約3割の学校が取組を進めている。

今後は、地域等での产学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレントにも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、その振興方策について検討が必要である。

(大学院)

- 大学院には、世界や日本社会全体の構造が大きく変化する中、Society5.0に向けて、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」の育成が期待されている。
- 特に、博士課程においては、新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」の養成が求められており、これまでの政策により蓄積された人材や研究の強みを活かし、民間企業や海外のトップ大学との連携等により、世界最高水準の教育力と研究力を備え、人材交流・協働研究のハブとなる卓越した大学院を形成していくことが必要である。

○ 現在、大学分科会の下に置かれた大学院部会において、以下の内容について審議を行っている（※）。

（※）大学院部会での審議内容

これまで、

- ・ 「大学院の有する価値」：大学院の機能と「三つの方針」、大学院における「三つの方針」の在り方、大学院修了者が身に付ける能力、大学院における定員（恒常的な未充足や定員超過状態にある専攻の見直し、定員管理の在り方など）
- ・ 「優秀な人材の大学院への進学の促進」：入学者選抜の改善、情報発信・リクルーティング、経済的支援
- ・ 「キャリアパスの多様化と活躍状況の可視化」：「大学」における「研究者以外」の進路、博士課程・博士人材と企業との間のミスマッチ、博士人材の活躍状況・処遇の把握・可視化、大学における博士人材のキャリア構築に係る組織的支援、博士人材データベース（JGRAD）の本格的活用、人社系の博士人材のキャリアパス多様化、企業等における博士人材の活用・処遇

について審議を行ってきたところであり、今後は、大学院におけるリカレント教育の在り方を含む「修士課程及び博士課程における教育の充実」や、「高度専門職業人養成の充実」などについて議論を進めることとしている。

○ 今回の中間まとめにおいて、2040年に向けた高等教育の課題と方向性を整理するに当たって、

- ・「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に据えた高等教育への転換
- ・個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムが構築されるのではなく、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムの構築
- ・一つの機関での固定化された学びではなく、学修者が生涯学び続けられるための多様な仕組みと流動性を高める方策

が必要である旨が盛り込まれており、大学院についてもこれらの視点に照らして必要な取組が行われる必要がある。

○ また、大学院生は、教員の研究指導を受けつつ、学位論文等を執筆するための研究活動を行い、大学が行う研究プロジェクト等に、研究補助者として参画するなど、教育研究を一体不可分として行う大学全体の活性化の観点から重要な役割を有しており、学士課程の学生とは異なる性格を有している部分があることにも留意する必要がある。

- 大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を高度に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という4つの人材養成機能を担っている一方で、現状においては、各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて4つの機能が各々に選択され、比重が置かれた上で、教育研究が展開されているとは必ずしも言えないという指摘がある。
- また、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修することで、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力を培うコースワークについても、「博士課程教育リーディングプログラム」等の施策の実施を通じ、着実に広がりは見せているものの、未だ取組が全国的に広がっているとは言えず、課程制大学院の本旨に照らした実質化についても道半ばの状況にある。
- 大学院において、こうした現状を改善し、2040年向けた高等教育の課題と方向性に照らした転換を図るために、各大学院が4つの人材養成機能を踏まえつつ、人材養成目的を明確に意識し、「学位授与の方針」から順次「教育課程編成の方針」、「入学者受入れの方針」（三つの方針）を明確に設定すること、三つの方針に照らして、コースワークと研究指導を適切に組み合わせて行うことが前提として必要となる。また、人材養成目的と課程（「修士課程」「博士課程（区分制・一貫制）」「専門職大学院の課程」）との関係性についても、再点検を行うことが必要である。
- このため、国は、今後、「三つの方針」を出発点として、大学院の教育研究の充実を図るために、その法令上の位置付けも含め、検討する必要がある。その際には、「2. 高等教育機関の教育研究体制」で触れられた学位プログラムや、大学間の連携の仕組み等を、大学院においてどのように実現すべきかという点についても、併せて検討を進めることが重要である。
- さらに、大学院におけるリカレント教育の在り方についても、大学院が、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成する役割を有していることから、真剣に向き合う必要があり、高等教育全体のリカレント教育の在り方との関係を十分踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。
- 一方、大学院固有の課題として、優秀な日本人学生が博士課程（後期）に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況が生じているという課題が挙げられる。

○ こうした課題に対応するために、これまでキャリアパスの多様化や経済的支援に取り組んできたが、今後さらに、

- ・各大学が、企業との人材獲得競争という意識を持って組織的・戦略的に学生に対する情報発信や優秀な学生の獲得を図ること
- ・文部科学省の経済的支援に関する施策について、学生の進学の意思決定のタイミングを踏まえた制度設計を行うこと
- ・博士課程・博士号取得者と企業との間のミスマッチを解消するための、教育内容の見直しや、企業と大学との相互理解が進むような取組の促進
- ・民間の取組も活用した、博士人材のキャリア構築に係る各大学における組織的な支援
- ・企業における博士号取得者の活用・待遇の改善

等に取り組む必要があり、その具体的な内容について引き続き検討していく必要がある。

○ 今後本部会として答申をまとめる際には、こうした大学院部会の審議内容を反映していくこととする。

6. 答申に向けた検討課題

- 今回の中間まとめは、昨年3月に文部科学大臣から諮問があった4つの事項 (※)
のうちの1から3に関するものである。4つ目の諮問事項については、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実や配分の在り方、学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方等について検討することとされており、政府における教育費負担軽減の議論の動向も踏まえつつ、本部会において引き続き議論を行う。
- (※) 平成29年3月6日の諮問「我が国の高等教育に関する将来構想について」における4つの諮問事項
 - (1) 各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策
 - (2) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方
 - (3) 今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方
 - (4) 高等教育の改革を支える支援方策の在り方
- 諮問事項1から3までに関するもののうち、進学者数の減少局面を迎える、教育の質を保証しつつ適正な規模を維持していくため、設置基準等の見直しを含む設置認可やその審査の在り方と認証評価制度の改善及び恒常的な情報公表の促進、国公私の設置者別の役割分担やそれを踏まえた規模の在り方、大学院教育の在り方や大学等における研究との関係などの項目を中心に、更に議論を継続する。また、本部会の下に置かれた「制度・教育改革ワーキンググループ」では、諮問事項のうち、特に制度面に関する事項について議論を進めており、こちらも具体的な提言に向けて更に検討を進めることとする。
- 2040年に向けた高等教育の将来像を提示し、ひいては我が国社会の持続的な成長・発展と、一人一人の実りある生涯を実現できるよう、答申に向けて、引き続き精力的に議論を重ねていくこととしたい。



参考 1



28文科高第1030号

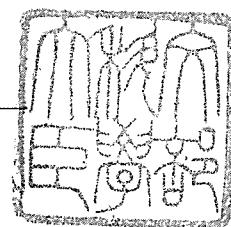
中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮詢します。

我が国の高等教育に関する将来構想について

平成29年3月6日

文部科学大臣 松野博



(理 由)

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。例えば、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能等を活用する「第4次産業革命」は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。

また、我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると、2005年に約137万人であったものが、2016年には約119万人にまで減少しています。今後18歳人口は2030年には約100万人にまで減少し、さらに2040年には現在のおよそ3分の2に当たる約80万人となるという推計もあります。

このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献していくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の人材育成においては、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて、自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

このような要請に応え、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるようになるためには、各機関の役割や機能の強化と、教育研究の質の一層の向上が必要です。また、人口減少社会において一人一人が変化に対応する力を身に付け、より高い能力を発揮することができるよう、高等教育の機会の確保を図っていくことも重要です。さらにこれらを実現するための財政支援の方策についても検討する必要があります。

中央教育審議会では、2005年（平成17年）の答申「我が国高等教育の将来像」（以下「将来像答申」という。）において、2015年から2020年頃までに想定される高等教育の将来像を提示していただきました。その中では、高等教育政策の在り方について、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と誘導」の時代への移行という大きな方向性が示されるとともに、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開すること、個々の学校が個性・特色を一層明確にすることなどが求められています。あわせて、高等教育の質の保証の仕組みとして、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保す

べきことが提言されています。

文部科学省では、将来像答申を踏まえ、これまで様々な施策を講じてきました。その中で、多様な機関から様々な内容の高等教育が提供されるとともに、進学率が高まり、学ぶ機会の充実が着実に図られてきました。一方で、教育の質保証については、各機関においてその充実に向けた取組が進められつつあるものの、いまだ多くの課題が指摘されています。

こうした状況も踏まえ、これまでの取組の成果と課題について検証するとともに、先に述べたような社会的、経済的な様々な変化、初等中等教育における学習指導要領の改訂や高大接続改革の動向、さらには地方創生や働き方改革といった政府全体の取組など高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、これから時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行うことが必要と考えます。

以上のような問題意識の下、中長期観点から、概ね 2040 年頃の社会を見据えて、目指すべき高等教育の在り方やそれを実現するための制度改正の方向性などの高等教育の将来構想について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一は、各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策についてであります。

第 8 期の中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」の中で、各高等教育機関の今後の機能強化の方向性とその実現のために検討すべき事項が示されています。この論点整理を踏まえ、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能の強化に向けて、教育課程や教育方法の改善、学修に関する評価の厳格化、社会人学生の受入れ、他の機関と連携した教育の高度化などの様々な観点から、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正について検討をお願いします。

第二は、変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方についてであります。

我が国の大学政策については、現在、学部・学科や研究科といった組織に着目した在り方を中心に構成されていますが、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修の実現していくためには、学位を与える課程（「学位プログラム」）に着目した在り方をより重視していく必要があるとの指摘がかねてからなされています。こうした「学位プログラム」の位置付けや学生と教員の比率の改善、ICT の効果的な利活用など、学修の質を向上させるための

課題について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含めた総合的かつ抜本的な検討をお願いします。検討に当たっては、大学設置・学校法人審議会における審議や認証評価機関における取組との連携の確保にも御留意くださるようお願いします。

また、グローバル化や第4次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保、高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進、地域の産業界等との連携による人材育成、社会に出た者が何度も学び直せる環境の整備、高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討をお願いします。

第三に、今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方についてであります。

前述のように、2016年の我が国の18歳人口は、2005年と比較して大きく減少しています。その間、高等教育機関全体としての数や入学者数は減少する一方、四年制大学の数は、726校から777校へと増加しており、入学者数も約60.4万人から約61.8万人に増加しています。また、2014年の我が国の大学学士課程への進学率は49%であり、OECD平均の59%と比べると低いという評価もできる一方、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり、OECD平均68%を上回っています。

さらに、我が国では、他のOECD諸国と比べて、学生に占める留学生や社会人学生の割合が低いという状況もあります。また、地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力（ある地域に所在する高等学校卒業者で高等教育機関に進学する人数に対する当該地域に所在する高等教育機関の入学定員の比率）が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、地域によって高等教育の置かれている状況も異なっています。

こうした状況等も踏まえ、今後の高等教育の構造の在り方について考える必要があります。特に、各機関の使命や社会のニーズを真に踏まえた高等教育の実現に向け、今後の高等教育全体の規模も視野に入れながら、既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直しを促進するための方策はもとより、高等教育機関間、更には高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化に関する方策も含め、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革の在り方について検討をお願いします。

その際、分野別・産業別の人材育成の需要の状況についても十分に考慮するとともに、国公私の設置者別の役割分担の在り方や国公私の設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に置きつつ御検討くださいますようお願いし

ます。

第四に、高等教育の改革を支える支援方策の在り方についてであります。

厳しい財政状況の中、各機関においては、十分な人件費や研究費の確保が困難となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘があります。第一から第三までの検討事項も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、透明性の確保の観点も踏まえた配分の在り方等について検討をお願いします。

その際、学ぶ機会の保障のため、学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方に関してもあわせて検討をお願いします。

なお、2016年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」においては、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、本年夏を目途に方向性をとりまとめることとされています。今回の諮問事項について御審議いただくに当たっては、この点についてもあわせて御検討くださるようお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、この他にも、高等教育に関する将来構想に関し、必要な事項について検討をお願いします。

我が国の高等教育の将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「第4次産業革命」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である18歳人口も大きく減少
(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人^(*) → 2040年:約80万人^(*) → 2040年:約88万人^(*)となっている。)

(*)出典:国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)
(平成24年1月推計)」による推計値。
※同推計の平成29年推計(平成29年4月公表)
によれば、18歳人口は2030年:約103万人、
2040年:約88万人となっている。

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためにには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要
- ・自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要

高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を行う卷く状況の変化も踏まえて、これから時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う

2. 主な検討事項

①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取組むべき方策

- 第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討
- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公私立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」に盛り込まれている地方大学の振興等の在り方にも留意しながら検討

第9期中央教育審議会大学分科会 将来構想部会委員

委 員：平成29年3月3日発令
臨時委員：平成29年3月29日発令

(委 員) 5名

有信 瞳弘	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
永田 恭介	筑波大学長
日比谷潤子	国際基督教大学学長
村田 治	関西学院大学学長
山田 啓二	京都産業大学法学部教授兼学長補佐

(臨時委員) 18名

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部恵美子	長崎短期大学学長
石田 朋靖	宇都宮大学長
金子 元久	筑波大学特命教授
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究顧問
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
但野 茂	独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長
千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
福田 益和	学校法人福田学園理事長
古沢由紀子	読売新聞東京本社論説委員
益戸 正樹	バークレイズ証券株式会社顧問、株式会社肥後銀行取締役
両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
吉岡 知哉	立教大学前総長、名誉教授
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

計 23名

※安部委員の発令日は平成29年3月28日
※金子委員の発令日は平成29年3月23日
※吉見各委員の発令日は平成29年5月29日
※但野委員の発令日は平成30年4月17日

第9期中央教育審議会大学分科会将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ委員

委 員：平成29年3月3日発令

臨時委員：平成29年7月28日発令

(委 員) 1名

日比谷潤子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 15名

安部恵美子	長崎短期大学学長
上田 紀行	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院院長・教授
金子 元久	筑波大学特命教授
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
篠田 道夫	桜美林大学教授、日本福祉大学学園参与
鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
但野 茂	独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長
濱名 篤	学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長
福島 一政	学校法人追手門学院追手門学院大学特任副学長、教授
本郷 真紹	学校法人立命館理事補佐
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
溝上 慎一	京都大学高等教育研究開発推進センター教育アセスメント室長、教授
美馬のゆり	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
宮城 治男	NPO 法人エティック代表理事

計 16名

※安部委員の発令日は平成29年3月28日

※金子委員の発令日は平成29年3月23日

※川嶋委員の発令日は平成29年5月30日

※小林、鈴木各委員の発令日は平成29年3月29日

※前田委員の発令日は平成29年6月29日

※但野委員の発令日は平成30年4月17日

第9期中央教育審議会大学分科会 大学院部会委員

委 員：平成29年3月3日発令
臨時委員：平成29年5月30日発令

(委 員) 3名

有信 瞳弘	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
五神 真	東京大学総長
室伏きみ子	お茶の水女子大学長

(臨時委員) 22名

天野 玲子	国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役
井上 真理	九州大学名誉教授
池尾 恭一	明治学院大学経済学部教授、慶應義塾大学名誉教授
大島 まり	東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
岡島 礼奈	株式会社ALE代表取締役
樋見由美子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
加納 敏行	日本電気株式会社中央研究所主席技術主幹
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授
川端 和重	新潟大学理事（社会連携・財務担当）・副学長
神成 文彦	慶應義塾大学理工学部教授
車谷 暉昭	株式会社東芝代表執行役会長CEO
小西 範幸	青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科長・教授
佐久間淳一	名古屋大学大学院人文学研究科長
迫田 雷蔵	株式会社日立総合経営研修所代表取締役取締役社長
高橋真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
田中 明彦	政策研究大学院大学長
永里 善彦	創造科学研究所代表
沼上 幹	一橋大学理事・副学長（教育・学生、大学経営戦略担当）
藤原 章正	広島大学大学院国際協力研究科教授
堀切川一男	東北大学大学院工学研究科教授
湊 長博	京都大学理事・副学長
宮浦 千里	東京農工大学副学長

計 25名

※大島委員の発令日は平成29年3月29日